平成29年3月1日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保を図り、消防団活動の活性化及び地域防災力の向上を目的として実施する消防団応援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 消防団応援事業は、この事業の趣旨に賛同する市内の事業所、店舗等 (以下「事業所等」という。)が、当該事業所等を利用する市の消防団員(以下「団員」という。)及びその家族に対して、一定のサービス等を提供する ことにより、団員を応援する事業とする。

(登録申請)

第3条 消防団応援事業の実施を希望する事業所等は、常陸大宮市消防団応援 の店登録申請書(様式第1号)を消防長に提出するものとする。 (登録)

- 第4条 消防長は,前条の規定による申請があったときは,その内容を審査し, 適当と認めるときは,消防団応援の店として登録するものとする。ただし, 次に掲げる事業所等は登録しないものとする。
 - (1) 常陸大宮市暴力団排除条例(平成24年常陸大宮市条例第17号) に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業所等
 - (2) 宗教活動及び政治活動を行う事業所等
 - (3) 法令等に違反している事業所等
 - (4) 前各号に定めるもののほか、消防長が適当でないと認める事業所等
- 2 消防長は、前項の規定による登録をしたときは、常陸大宮市消防団応援の 店登録証(様式第2号)及び常陸大宮市消防団応援の店表示証を当該事業所 等に交付するものとする。

(表示証の表示)

- 第5条 前条第1項の規定により登録を受けた事業所等(以下「応援の店」という。)は、前条第2項の規定により交付された表示証を事業所等内の見えやすい場所に表示しなければならない。
- 2 応援の店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板又はホームページ等 に応援の店である旨を表示することができる。

(団員カード)

- 第6条 消防長は、消防団員・家族カード(以下「団員カード」という。)を団員に発行するものとする。
- 2 団員は、応援の店が掲示するサービス等を受けようとするときは、団員カードを提示しなければならない。
- 3 団員は、常陸大宮市消防団を退団する場合は、速やかに消防長に団員カードを返却しなければならない。

(遵守事項)

第7条 団員は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。
- (2) 応援の店が提供するサービス以外に強要しないこと。
- 2 消防長は、前項の規定に違反した団員に対し、直ちに団員カードを返却させるものとする。

(公表)

第8条 消防長は、応援の店の名称等について市ホームページ等により公表するものとする。

(登録の変更等)

第9条 応援の店は、当該登録の内容を変更し、又は登録を抹消しようとする ときは、常陸大宮市消防団応援の店登録変更(抹消)申請書(様式第3号) を消防長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

- 第10条 消防長は、応援の店が虚偽その他不正な手段により登録を受けたと き又は応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、登録を取り消す ことができる。
- 2 前項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに第3条第2項の規定により交付された登録証及び表示証を消防長へ返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

常陸大宮市消防団応援の店登録申請書

年 月 日

常陸大宮市消防長

様

消防団応援の店として登録を受けたいので、常陸大宮市消防団応援事業実施要綱第3条の規定により下記のとおり申請します。

| ふりがな | | | | | |
|------------------|--------|------|-----|------|---|
| 店舗・事業所名称 | | | | | |
| 所在地 | | | | | |
| ふりがな 代表者役職・氏名 | | | | | |
| 担当者職氏名 | | | | | |
| 電話番号 | | | | | |
| FAX番号 | | | | | |
| アドレス | НРТ | ドレス | | | |
| | E-mail | アドレス | | | |
| 営業時間 | | | | | |
| 定休日 | | | | | |
| 提供いただけるサービス等の内容 | | | 対 象 | 備 | 考 |
| | | | | | |

- 備考 1 上記内容については、ホームページ等に掲載させていただきますので、ご了承ください。
 - 2 $E-mail \cdot FAX \cdot$ 郵便での申請も受け付けます。申請後、電話連絡させていただきます。

宛先 〒319-2251 常陸大宮市姥賀町 621 番地 常陸大宮市消防本部

電話: 0295-53-1152 FAX: 0295-53-2041 E-mail: fs-soumu@city.hitachiomiya.lg.jp

常陸大宮市消防団応援の店登録証

 第
 号

 年
 月

 日

常陸大宮市消防団応援事業実施要綱第4条の規定に基づき,下記の事業所を消防団応援の店と して登録したことを証明します。

記

- 1 事業所等の名称
- 2 代表者の職・氏名
- 3 所在地

年 月 日

常陸大宮市消防長

印

常陸大宮市消防団応援の店登録変更(抹消)申請書

年 月 日

常陸大宮市消防長

様

店舗・事業所名 代表者氏名 電話番号

年 月 日付け 第 号で登録を受けた消防団応援の店について、登録内容の変更(登録の抹消)をしたいので、常陸大宮市消防団応援事業実施要綱第9条の規定に基づき申請します。

※以下の欄は、変更する箇所のみ記入して下さい。抹消の場合は記入の必要はありません。

| | 7 7 7 7 7 | | . 0 111114 - 334 1 | | |
|-----------------|-----------|------|--------------------|---|---|
| ふりがな | | | | | |
| 店舗・事業所名称 | | | | | |
| 所在地 | | | | | |
| ふりがな | | | | | |
| 代表者役職・氏名 | | | | | |
| 担当者職氏名 | | | | | |
| 電話番号 | | | | | |
| FAX番号 | | | | | |
| アドレス | HPT | ドレス | | | |
| | E-mail | アドレス | | | |
| 営業時間 | | | | | |
| 定休日 | | | | | |
| 提供いただけるサービス等の内容 | | | 対 象 | 備 | 考 |
| | | | | | |

- 備考 1 上記内容については、ホームページ等に掲載させていただきますので、ご了承ください。
 - 2 $E-mail \cdot FAX \cdot$ 郵便での申請も受け付けます。申請後、電話連絡させていただきます。

宛先 〒319-2251 常陸大宮市姥賀町 621 番地 常陸大宮市消防本部

電話: 0295-53-1152 FAX: 0295-53-2041 E-mail: fs-soumu@city.hitachiomiya.lg.jp